

## アスリート支援業務規約

アスリートとファイブフォー株式会社（以下、「当社」といいます。）との関係は、本規約の各条項の定めに従います。

### 第1条（本規約の目的）

アスリートおよび当社は、アスリートの自助努力による経済的自立と競技パフォーマンスの向上を図り、双方協力して、わが国におけるスポーツの健全な普及に貢献します。

### 第2条（当社の提供業務）

①当社は、アスリートに対し、下記各号のと通りの業務（以下、「本業務」といいます。）を提供します。ただし、本業務には、当社の提携会社である株式会社スポーツゲインにより提供されるものを含みます。

- (1) 当社がアスリート支援のため開設、運営する web サイト（以下、「アスリートエール」といいます。）の開発、制作、運営、管理および改善
- (2) アスリートエールの認知促進活動およびアスリートが別途定めるスポンサーメリットを受ける協賛者（以下、「協賛者」という。）の獲得支援
- (3) アスリートに関わる商品として流通させることを当社が決定した物品（以下、「アスリートグッズ」という。）の通信販売の企画および実行
- (4) アスリート宛協賛者が支払う協賛金および前号の通信販売の売買代金（以下、あわせて「協賛金等」といいます。）の受領、徴収、管理
- (5) 協賛金等を本規約の定めるところに従ってアスリートに支払うこと
- (6) 講演、競技指導、広報・広告活動への参画等アスリートの特性に適した活動の紹介
- (7) アスリートを対象とする各種イベントへの参加、CM出演、雑誌取材、TV番組エキストラ等の情報提供
- (8) アスリートに継続的支援を行う企業スポンサーの紹介
- (9) アスリートが本契約に従って適切な活動ができるようにするために必要な助言および指導
- (10) 前各号に関連する業務

②当社に対し、別途定めるところに従い利用料を支払うアスリートは、前各号の業務全部の提供を受けます。

③前項以外のアスリートは、第1項第2号ないし第5号、第8号、第9号の業務の提供は、受けることができず、また、あらかじめ当社の定める方法により当社に告知することにより、第1項第1号の業務の提供を受けないことができ

ます。

④第2項以外のアスリートに対しては、第5条ないし第9条および第11条は、適用しません。

### 第3条（知的財産権等）

- ① アスリートは、当社に対し、アスリートエールへの掲出その他本業務に供するため、当社の求めに応じて、文章、サイン、画像、音声、ロゴマークおよび動画等を提供するとともに、自己の氏名および肖像の使用を許諾します。
- ② 前項により提供された文章、サイン、画像、音声、ロゴマーク、動画等、氏名および肖像に関する著作権その他の権利（以下、「本知的財産権等」という。）は、当社へ帰属します。
- ③ 当社は、本知的財産権等をアスリートエールの広告宣伝その他本業務に関連して利用することができます。
- ④ アスリートは、当社に対し、自己が本知的財産権等の権利者であって、本知的財産権等には何らの制限がなく、当社の利用に支障がないことを保証し、万一、この利用に対し、権利を主張し、あるいは異議を申し立てる者があるときは、アスリートはこれらを自己において処理し、当社に負担および迷惑をかけません。

### 第4条（選手・チームページの更新）

- ① アスリートは、アスリートエールが適切に開発、制作、運営、管理および改善されるため、アスリートエールを通じて提供されるアスリート個人の情報提供する個別の選手・チーム web ページ（以下、「選手ページ」といいます。）を定期的に更新します。
- ② 当社は、アスリートが選手ページに掲出した本知的財産権等についても、アスリートエールの広告宣伝その他本業務に関連して利用することができます。
- ③ 当社は、選手ページの内容については、責任を負わず、選手ページに関する異議、クレーム、請求等については、アスリートが自己において処理し、当社に負担および迷惑をかけません。

### 第5条（協賛者）

- ① アスリートは、自らまたは家族等知人を通じた広告宣伝活動の積極的な展開により協賛者を獲得することに努めます。
- ② 当社は、当社の定める基準に基づき、協賛者獲得に努めるものとし、獲

得した協賛者については、アスリートに報告します。

- ③ 当社は、アスリートに対し、前項により獲得した協賛者の目的、地位、身分その他協賛者に関わる事項については、責任を負いません。
- ④ 当社は、前項にかかわらず、協賛者が当社の定める基準に反することが判明した場合は、協賛者の登録を抹消することができます。
- ⑤ 当社は、協賛者から、協賛金を受領します。
- ⑥ アスリートは、当社に対し、協賛者から協賛金が支払われた場合、別途協議して定める手数料を支払い、当社は協賛金からこの手数料を控除した残額金を支払います。

#### 第6条（スポンサーメリット）

- ① アスリートは、協賛者に提供すべきサービス（以下、「スポンサーメリット」といいます。）を、選手ページへ掲出します。
- ② スポンサーメリットは、以下各号の条件に合致したものとし、前項の掲出前に当社の承認を得るものとします。
  - (1) 実行可能性のあるもの
  - (2) 公序良俗に反しないもの
  - (3) 他人の権利を侵害しないもの
  - (4) アスリートの健全なイメージにふさわしいもの
  - (5) 前各号のほか、本契約の目的に反しないもの
- ③ アスリートは、選手ページに掲載したスポンサーメリットを、誠実に実行します。
- ④ アスリートは、当社に対し、スポンサーメリットの実行が困難になったとき、もしくは困難になるおそれがある場合、または不適切となった場合は、すみやかに修正を申し出なければなりません。
- ⑤ 当社は、第2項各号に照らし、特定のスポンサーメリットの掲出維持が不適切と判断した場合は、アスリートの同意を得ることなく、このスポンサーメリットを削除することができます。

#### 第7条（アスリートグッズ）

- ① アスリートは、当社に対し、アスリートグッズの制作に必要な氏名および肖像その他知的財産権等を提供します。
- ② 当社は、アスリートと協議したうえ、アスリートグッズを、アスリートエールを通じ、インターネットにより通信販売します。
- ③ 前項の通信販売における商品内容および価格については、アスリートおよび当社が別途協議して定めます。

- ④ 当社は、前項の通信販売の販売代金を、アスリートと当社が協議して定めた手数料控除のうえ、第 11 条第 2 項の方法によりアスリートへ支払います。

#### 第 8 条（諸活動・企業スポンサーの紹介）

- ① 当社は、アスリートに対し、企業、団体等の依頼ある場合、第 2 条第 6 号、第 7 号の活動を紹介し、また販売活動促進もしくは社会活動の一環として、継続的支援を行う企業スポンサーの依頼がある場合、その依頼を受けて企業スポンサーを紹介します。
- ② アスリートは、当社に対し、前号の各紹介については、別途、アスリートとの間で協議して決定した手数料を支払います。
- ③ 当社は、アスリートに対し、第 1 項の各紹介にあたって、アスリートの意思を尊重するものとし、アスリートはこの紹介に対し、同意した場合においてのみ紹介された活動に参加し、もしくは企業スポンサーの支援を受けるものとします。

#### 第 9 条（確認事項）

当社およびアスリートは、当社がアスリートに対し、協賛者、アスリートグッズの販売、第 2 条第 6 号の活動、同条第 8 号の企業スポンサーについて、その獲得を保証するものではないことを確認します。

#### 第 10 条（アスリート支援業務契約の成立）

- ① アスリートが、当社との間で、本規約にアスリートとある部分に自己を当てはめた内容のアスリート支援業務契約（以下、「本契約」といいます。）を締結しようとする場合は、アスリートは当社に対し、アスリートエールに掲出されたアスリート支援業務利用審査お申し込み手続きに従い、アスリートエールを通じて当社による審査を申込みます。
- ② 当社は、前項の申込があったのち、当社の審査に合格したアスリートのうち第 2 条第 2 項のアスリートに対し、アスリート支援業務における各種手数料およびアスリートエール利用料等の条件提示を行います。
- ③ 前項の条件提示を受けたアスリートは、当社に対し、前項の条件提示につき、第 1 項の申込をしたメールアドレスからメールで承諾する旨返信したのち、すみやかに前項の条件提示において定められたアスリートエールの利用料をあらかじめ当社が通知する方法により、当社に支払います。
- ④ 当社は、前項の支払いをしたアスリートに対し、前項の支払いを確認したのち、すみやかに選手ページの管理のために必要な ID およびパスワード

ドを第1項の申込がされたメールアドレスに送信します。

- ⑤ 前項の送信がされたときをもって、当社と第2条第2項のアスリートとの間に本契約が成立し、この成立のとき以降、当社およびアスリートは、本規約に定める権利、義務を有するものとします。
- ⑥ 第2条第2項のアスリート以外のアスリートについては、第4項の送信がされたときをもって、前項と同様に当社とこのアスリートとの間に本契約が成立し、この成立のとき以降、当社およびこのアスリートは、本規約のうち第2条第3項により提供を受けないものとされた業務に関する規定以外の各条項に定める権利、義務を有するものとします。

#### 第11条（協賛金等の支払）

- ① 当社は、アスリートに対し、毎月末日をもって、当月分の協賛金等から第5条第6項および第7条第4項の手数料のほか当社に対する債務がある場合はこれを控除して締め切り、その税引き後残額金を、翌々月10日限り、アスリートがあらかじめ指定する銀行預金口座に送金して支払います。
- ② 当社は、前項により締め切った残額金が1万円未満の場合は、この残額金を翌回分に繰り越し、翌回分の残額金とあわせて1万円以上となった場合に前項の送金をすることとし、以後も同様とします。
- ③ 振込手数料は、アスリート負担とします。

#### 第12条（IDおよびパスワード）

- ① アスリートは、第10条第4項のIDおよびパスワードの管理につき全責任を持ち、当社に損害や迷惑をかけません。
- ② 当社は、事由のいかんを問わず、アスリートまたはアスリートの関係者からIDまたはパスワードが流出したことによって、アスリートに生じた損害については、責任を負いません。

#### 第13条（アスリートエールの利用中止）

- ① 当社は、アスリートに対し、アスリートが次の各号のいずれかに該当するときは、事前の通知をすることなく、アスリートのアスリートエールの利用を中止することができます。
  - (1) 本サービスの提供に必要な設備の保守または点検を行う場合
  - (2) 本サービスの提供に必要なデータのバックアップ等を行う場合
  - (3) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
  - (4) 前各号に準じる場合

- ② 当社は、アスリートに対し、前項の利用中止により、アスリートが損害を被った場合であっても、その損害につき責任を負いません。

#### 第14条（第三者への委託）

当社は、第三者に対し、本業務の全部または一部を第三者に委託することができます。ただし、当社は、この第三者の行為につき、アスリートに責任を負います。

#### 第15条（秘密保持）

アスリートは、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、本契約の締結または履行に関して直接または間接に知り得た業務上、技術上その他の情報を、当社の書面による事前の承諾を得ずに第三者に漏洩してはなりません。ただし、税務申告上の必要、官公署からの要請に従い法規の定めに基づき情報提供する場合は、この限りではありません。

#### 第16条（解除）

- ① 当社は、アスリートに対し、アスリートが次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず、ただちに本契約を解除することができます。
- (1) 仮差押、仮処分、差押、強制執行を受け、または破産の申立や民事再生手続開始の申立を自ら行いまたは第三者によって行なわれるなど、その信用をいちじるしく損なう事由が生じたとき
  - (2) 死亡または成年後見、保佐もしくは補助が開始されたとき
  - (3) アスリート、当社または協賛者の名誉もしくは信用を毀損したとき
  - (4) 暴力団等反社会的勢力との取引や交際を行ったとき、または明らかにその疑いを生じさせる行為をしたとき
  - (5) 競技に関連して当該競技につき禁止されている薬物を使用したとき
  - (6) 刑罰法規その他の法律に違反し、または明らかに公序良俗に違反する行為をしたとき
  - (7) 当社に対して期限までに金銭債務の支払いをしないとき
  - (8) 本規約または本規約以外の当社との契約もしくは諸規定、諸条項のいずれかに違反したとき
- ② 当社は、アスリートに対し、前項各号の場合、前項の解除とともに、もしくは解除をすることなく、当社が被った損害の賠償を求められます。

### 第 17 条（引退の届け出）

- ① アスリートが、アスリートとしての競技活動を終了した場合は、当社に対し、ただちに引退の届け出をします。
- ② アスリートが前項の連絡を遅延したため当社もしくは第三者に損害が生じた場合は、アスリートの責任とします。
- ③ 当社およびアスリートは、第 1 項の引退の届け出があつた場合において、双方協議し合意した場合は、本契約期間中といえども本契約を終了させることができます。

### 第 18 条（契約期間）

- ① 本契約の期間は、第 10 条第 5 項の成立の日から 2 年間とします。
- ② アスリートまたは当社が、相手方に対し、前項の期間満了の日の 2 ヶ月前までに書面で異議を述べない場合、前項の期間は、1 年間更新され、以後も同様とします。

### 第 19 条（本契約の変更）

- ① 第 2 条第 2 項のアスリートは、本契約後 6 ヶ月を経過したのち、何時でも、当社が別途定める手続を経て、第 2 条第 3 項のアスリートに移行することができます。
- ② 第 2 条第 3 項のアスリートは、何時でも、第 10 条第 2、第 3 項の各手続を経ることにより、第 2 条第 2 項のアスリートに移行することができます。

### 第 20 条（類似サービス利用の禁止）

アスリートは、本契約の有効期間中、当社の事前の承諾がない限り、第三者との間で、本契約と同一もしくは類似または本契約の履行の障害となる契約を締結してはなりません。

### 第 21 条（規約の変更）

本規約の内容は、予告なく変更されることがあります。

### 第 22 条（通知）

- ① アスリートが、第 10 条第 1 項の申し込みのさい使用したメールアドレスを変更する場合は、ただちに当社にメールで通知します。
- ② 本契約に関する当社からアスリートに対する通知は、前項の通知前は前項のメールアドレスに、前項の通知後は前項の通知にかかるメールアドレス

スに、それぞれ発信することにより有効に通知されたものとします。

#### **第 23 条（終了後の措置）**

- ① アスリートは、本契約が事由のいかんを問わず終了した場合には、本契約に基づき得られる権利および利益を失います。
- ② 当社およびアスリートは、本契約が終了した場合でも、すでに相手方に提供したデータ、情報および資料の返還を求めません。

#### **第 24 条（別途協議）**

当社およびアスリートは、本規約に定めなき事項について問題が生じた場合には、相互に誠意をもって協議して問題解決にあたるものとします。

#### **第 25 条（合意管轄）**

本契約に関連するすべての訴訟については、訴訟物の価額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所のみをもって、第 1 審の専属管轄裁判所とします。

以上